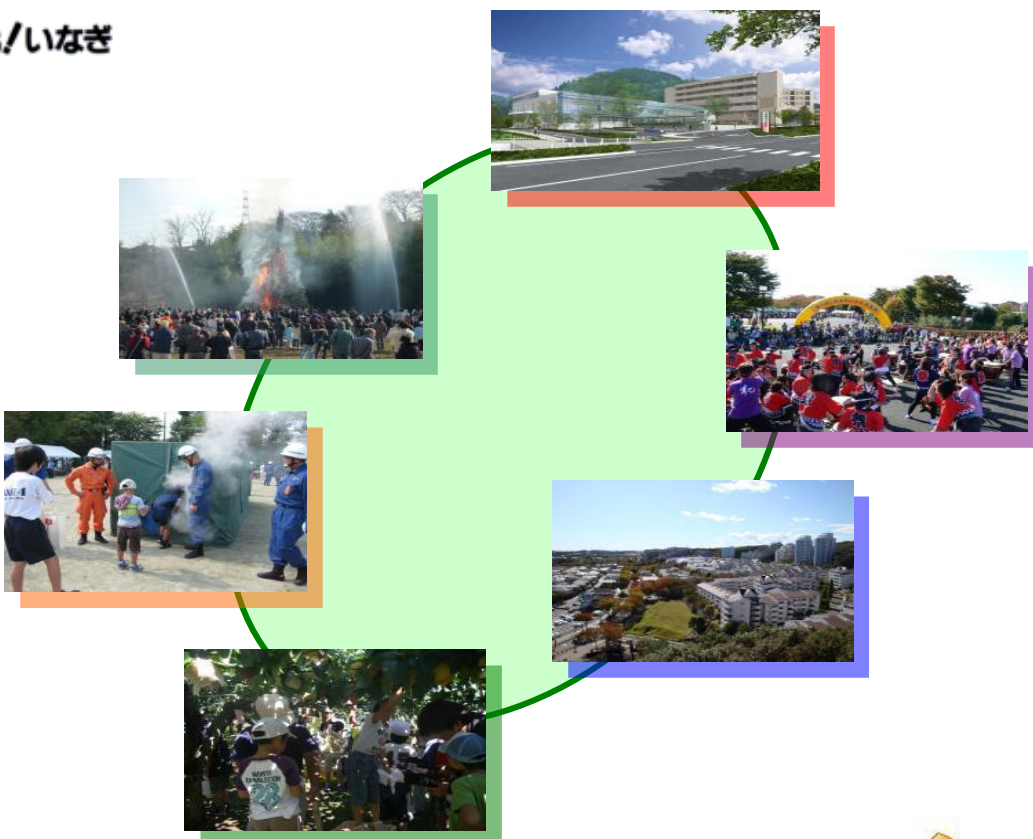


ふるさと納税のご案内

～Iのまち稲城応援寄附金～



市民の方からの寄附も受け付けています！

クレジットカード※も利用できます。

※「ふるさとチョイス」経由で寄附をお申込みの方に限る。



Iのまち稲城応援寄附金に関する寄附の申し出・お問い合わせ
稲城市役所 総務部 総務契約課 総務係 〒206-8601

稲城市東長沼2111番地

電話042-378-2111

FAX 042-377-4781

ふるさと納税とは・・・

ふるさと納税とは、皆様のふるさとや思い出のある都道府県・市区町村に対して、寄附金という形で応援する制度です。いただいた寄附金の2千円を超える金額につきましては、住民税所得割の概ね2割を上限といたしまして、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)の寄附金控除の適用を受けることができます。

市では、ここ稲城で生まれ育った方や特別な思い出のある方、応援して下さる方の温かいご支援・ご協力を心よりお待ちしております。



寄附金の使途は・・・

市のふるさと納税につきましては、『稲城っ子の未来を応援』として、子ども達のために寄附金を活用させていただきます。この他、『稲城市の観光推進事業を応援』として、地域資源を活かした観光推進事業に活用させていただきます。それ以外の使途に寄附されたい場合につきましては、『市に一任』がございますので、詳しくはご相談ください。

1.稲城っ子の未来を応援

未来のまちを支える元気な稲城っ子を育む『たべる・みる・あそぶ』をキーワードとした教育・スポーツ・生涯学習関連の各種事業に活用させていただきます。



2.稲城市の観光推進事業を応援

地域資源を活かした観光事業や大河原邦男氏の作品(ガンダムなど)のモニュメント設置など、観光推進事業に活用させていただきます。

3.市に一任

特に指定はなく、市を応援していただける場合、市全体のために有効に活用させていただきます。

寄附をするには・・・

1.寄附の申請

①インターネットからお申込み

お申込時に寄附金の使い道とご希望の返礼品をお選びください。

ふるさと納税民間ポータルサイト「ふるさとチョイス」の稲城市のページからお申し込みください。

稲城市 ふるさとチョイス

検索



お申し込みの際、ご入金方法として「クレジットカード決済」を選択された場合、お申込みと同時にクレジットカード決済をすることができます。

②書面によるお申込み

『Iのまち稲城応援寄附金申出書』に必要事項をご記入いただき、郵送・FAX・メールなどで市役所の総務契約課へお送りください。

申出書は、市役所5階の総務契約課にてお渡ししております。(その他、市のホームページからもダウンロードできます。)

また、「東京共同電子申請・届出サービス」の電子申請もご利用いただけます。

2.寄附の納入

①クレジットカード決済

インターネットからお申込みをすると、同時にクレジットカード決済をすることができます。

※詳細はふるさとチョイスのホームページをご覧ください。

②納付書によるお支払い

市役所から納付書をお送りいたしますので、納付書に記載された金融機関にて払い込みください。

《みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、山梨中央銀行、さわやか信用金庫、城南信用金庫、多摩信用金庫、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、中央労働金庫、東京南農業協同組合》

③窓口払い

市役所の総務契約課へ直接お持ちいただくこともできます。

3. 謝礼品の受領

ご入金確認後、1か月程度でご希望いただいた謝礼品を発送いたします。

寄附者のご都合により謝礼品を受領できなかった場合は、再発送はいたしませんのでご注意ください。

※ 一部謝礼品について、送付時期が異なる場合がございますので謝礼品のご案内をご覧ください。

※ 贈答用の包装対応はしておりませんので、ご了承ください。

※ 送付先が寄附者住所と違う場合、寄附申出書の「その他」欄にご記載ください。

ただし、指定できる住所は日本国内に限ります。

※寄附者が指定した住所の誤記載およびその他欄へ記載がない長期不在等の理由により賞味期限が経過した場合、再送はいたしません。

寄附に係る税額控除について

2千円を超える寄附金につきましては、寄附金控除の適用を受けることができます。(上限あり)

1.確定申告または住民税申告をする方

- ①ご入金の際に受け取られる領収書は寄附の証明としてお使いいただけますので、大切に保管ください。
- ②ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに、住所地の所管の税務署に確定申告(所得税申告)または住所地の市区町村に住民税申告を行ってください。その際、領収書を添付してください。
- ③確定申告を行うと、ふるさと納税を行った年の所得税から控除(還付)されます。また、ふるさと納税を行った翌年分の住民税も控除(減額)されます。

住民税申告を行うと、ふるさと納税を行った翌年度の住民税が控除(減額)されます。

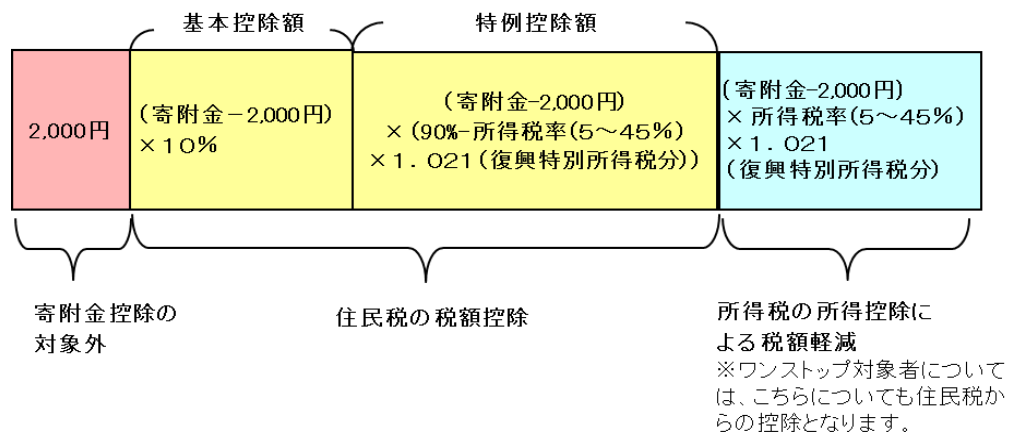
2.ふるさと納税ワンストップ特例申請をする方

適用を希望される方は、寄附申出書とともに申告特例申請書をご提出ください。

また、身分を証明できる書類およびマイナンバー関係書類の写しを添付ください。

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ① 確定申告書の提出義務のない方
- ② 他の控除等により確定申告書の提出を予定する方以外の方
- ③ 1月1日から12月31日の期間で寄附する自治体数が5つ以下である方



※ 毎年1月1日から12月31日までに行った寄附が対象となり、複数の都道府県・市区町村に寄附を行った場合、合計額で算定します。

※ 特例控除額は住民税所得割の2割が限度となります。

※ 所得税の控除率は年収により異なります。(5%から45%)

寄附金控除につきまして、詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課にお問合せください。